

現場掲示が必要な標識等について

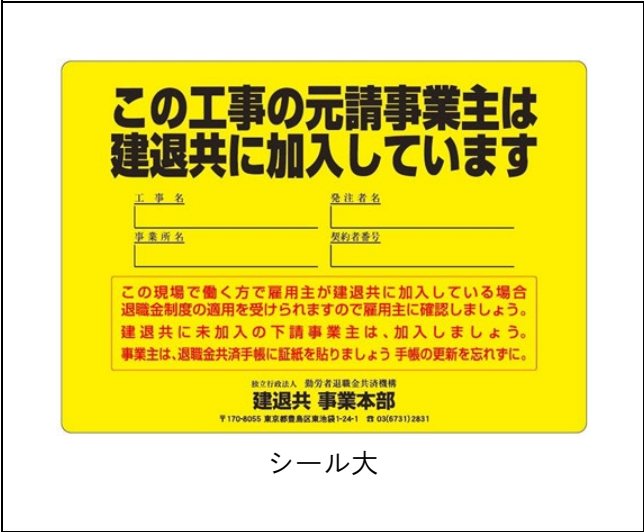
工事現場では、建設業法や建築基準法などに基づいて、様々な掲示物が義務付けられています。これらの掲示物は、工事の安全確保や関係者への情報提供、法令遵守を目的としています。

掲示する標識等は、種類により掲示義務の発生条件や掲示場所が異なります。

ここでは、標準的な配水管布設工事について、下記のとおり参考例を示します。なお、仕様書等の定めやその他図書により別途掲示が必要になるものもあります。

現場掲示が必要な標識類（例）																																			
建設業の許可票																																			
【記入例】 <table><thead><tr><th colspan="4">建設業の許可票</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">商号又は名称</td><td colspan="2">〇〇株式会社</td></tr><tr><td colspan="2">代表者の氏名</td><td colspan="2">代表取締役 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td rowspan="2">監理主任</td><td>技術者の氏名</td><td>専任の有無</td><td rowspan="2">専任</td></tr><tr><td>資格名</td><td>資格者証交付番号</td></tr><tr><td>一般建設業又は特定建設業の別</td><td colspan="3">特定建設業</td></tr><tr><td>許可を受けた建設業</td><td colspan="3">土木・とび・土工・舗装</td></tr><tr><td>許可番号</td><td colspan="3">国土交通大臣許可（特-〇〇）第××××号</td></tr><tr><td>許可年月日</td><td colspan="3">令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr></tbody></table>	建設業の許可票				商号又は名称		〇〇株式会社		代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇		監理主任	技術者の氏名	専任の有無	専任	資格名	資格者証交付番号	一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業			許可を受けた建設業	土木・とび・土工・舗装			許可番号	国土交通大臣許可（特-〇〇）第××××号			許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			掲示場所： 公衆の見やすい場所に掲示する。 標識寸法： （縦）25cm 以上×（横）35cm 以上 根拠： 建設業法 第 40 条（標識の掲示） 建設業法施行規則 第 25 条（標識の記載事項及び様式） ※発注者から直接請け負ったものに限る。（元請業者のみ） ※「専任の有無」は、専任の場合は「専任」、専任していない場合は「非専任」と記載 ※無許可業者、及び建設業法に基づかない警備業者・運送専門業者等は掲示不要 ※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、建設業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第 40 条の 2（表示の制限）
建設業の許可票																																			
商号又は名称		〇〇株式会社																																	
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇																																	
監理主任	技術者の氏名	専任の有無	専任																																
	資格名	資格者証交付番号																																	
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業																																		
許可を受けた建設業	土木・とび・土工・舗装																																		
許可番号	国土交通大臣許可（特-〇〇）第××××号																																		
許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																		
労災保険関係成立票																																			
【記入例】 <table><thead><tr><th colspan="2">労災保険関係成立票</th></tr></thead><tbody><tr><td>保険関係成立年月日</td><td>令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr><tr><td>労働保険番号</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>事業の期間</td><td>令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで</td></tr><tr><td>事業主の住所氏名</td><td>〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇建設㈱ 代表取締役社長 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>注文者の氏名</td><td>〇〇市長 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>事業主代理人の氏名</td><td>〇〇 〇〇</td></tr></tbody></table>	労災保険関係成立票		保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	事業主の住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇建設㈱ 代表取締役社長 〇〇 〇〇	注文者の氏名	〇〇市長 〇〇 〇〇	事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇	掲示場所： 事業場の見やすい場所に掲示する。 標識寸法： （縦）25cm 以上×（横）35cm 以上 地色：白 文字：黒 根拠： 労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条（法令の要旨等の周知） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第 77 条（建設の事業の保険関係成立の標識） ※「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記載した氏名以外の場合は、労働基準監督署に届出した代理人（支店長等）の氏名を記載する。代理人の届出がない場合は、空欄とする。																				
労災保険関係成立票																																			
保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日																																		
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																		
事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで																																		
事業主の住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇建設㈱ 代表取締役社長 〇〇 〇〇																																		
注文者の氏名	〇〇市長 〇〇 〇〇																																		
事業主代理人の氏名	〇〇 〇〇																																		

建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識



シー ル大

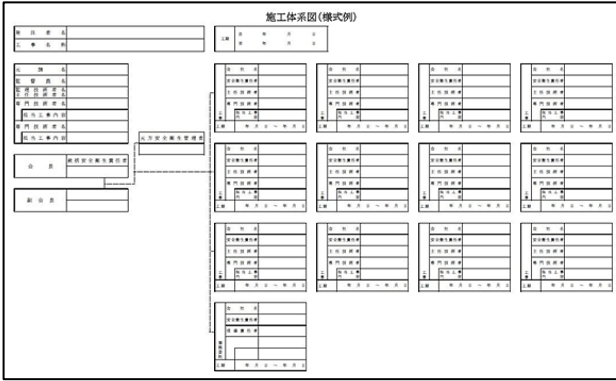
掲示場所： 現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。
 標識寸法： A3（大）・A4（小）いずれかを掲示する。
 根 拠： 建退共制度改善方策について（H11.3.18 労働省、建設省、建退共本部）
 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第25(5)ハ

標識寸法： A3（大）・A4（小）いずれかを掲示する。

根 拠： 建退共制度改善方策について（H11.3.18 労働省、建設省、建退共本部）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第 2 5 (5) ハ

施工体系図（下請契約がある工事）

[illegible]

揭示場所： 工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に揭示する。（両方を兼ねることも可）
 標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）
 根拠： 建設業法 第 24 条の 8 第 4 項（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項（施工体制台帳の作成及び提出等）

標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）

根拠：建設業法 第24条の8第4項（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第
15 条第 1 項（施工体制台帳の作成及び提出等）

下請負人に対する通知（下請契約がある工事）

下請負人となった皆様へ
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。 一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。 〇〇建設(株)

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。
 標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）
 根 拠： 建設業法施行規則 第 14 条の 3（下請負人に対する通知等）

標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）

根拠：建設業法施行規則 第14条の3（下請負人に対する通知等）

道路占用・道路使用許可

和定様式第3号（第1号別記） 道路使用許可申請書 警察署長 殿 申請書 氏 名 〒 〇 〇 〇 印			
道路使用目的			
道路又は道路			
期 間	年 月 日 開始	年 月 日 終了	延長
道路又は道路			
送 付 書 類			
送 付 地 所			
送 付 者	氏 名	〒 〇 〇 〇	印
取 扱 道路使用許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に拘うこと。			
年 月 日 警察署長 印			

掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示又は工事中標示板に許可番号を表示する。

標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）

掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示又は工事中標示板に許可番号を表示する。

標識寸法： 規定なし（確認しやすい大きさ）

建設リサイクル法届出済ステッカー（建設リサイクル法対象工事）



掲示場所： 工事現場の見やすい場所に貼り付ける。

根 拠： 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条

掲示場所： 工事現場の見やすい場所に貼り付ける。

根 拠： 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び確認結果票の掲示（対象工事の場合）

【例】

[illegible][illegible][illegible]

掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。

標識寸法： 規定なし（A 3 又は A 4 程度）

根拠：（１）再生資源利用計画書の掲示

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第9条(再生資源利用計画の作成等)

(2) 再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第 8 条（再生資源利用促進計画の作成等）

※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事を対象とする。

※確認結果票の作成及び現場掲示は、合計 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事を対象とする。